

きたうら

村の人口と世帯

昭和50年1月末日住民基本台帳調

前月比

世帯数	2,380	増	4
人口	11,162	増	18
男	5,498	増	7
女	5,664	増	11

昭和50年2月20日発行 第171号 ◆発行と編集 茨城県行方郡北浦村役場 ☎ 02915-2111



献血に協力しよう

(2月15日献血車で)

血液は人間の生命の源であり、何ものにも代えがたい尊いものです。いかに科学の進歩した今日でも、血液を人工的に作り出すことはできません。ですから輸血に必要な血液はどうしても健康な人の献血に待たなければならぬわけですね。現在健康であるわれわれであっても、今後輸血を必要とするかもしれないという保証はなく、むしろ交通事故の多発など現在の生活環境からすれば輸血を必要とする災難がいつわれわれの身の上になりかねないという現実があります。

良質な輸血用血液の必要性は、決して他人ごとではなく、われわれ自身の問題として受けとめ、各人が献血に協力してこそ、近代医学に支えられた社会生活が営めるのです。

最近、「愛の血液助け合い運動」が国民運動とし発展し、献血に対する理解もだいぶ深まってきました。しかし、血液は、A、O、B、ABなどの型があることや、保存血液は有効期間が採血後二十一日間と、極めて短かいため必要な血液を常時確保し供給するにはなかなか困難です。医学の進歩とともに需要が増加していることも加えて、さらに積極的な献土運動の推進を進めなければなりません。

村では、この献血を年に三回、二月、六月、十月に実施しています。去る十五日には九十二名の方が献血をされました。今後とも、みなさんの協力をお願いします。

国民健康保険と交通事故

霞ヶ浦水質浄化標語に入選

小沢京子（一年）

★一つの原則
他人に傷つけられてけがをし
たり、病気になるたりすれば、
加害者が全責任を負って損害を
賠償するのが、世の中の約束こ
とです。したがって、そのよう
なできごとで治療を受けるとき
は、国保の保険給付はされない
ということになります。これが
原則です。しかし、それでは、
交通事故という自動車による傷
害が、まったく国保では治療が
受けられないかということ、そ
うではありません。

面することになりかねません。
治療費がかかりすぎて、生活
が困るようになってはいけな
い。そうならないようにしようとい
うのが、医療保険の制度の目的
でした。ですから、被保険者が
交通事故で苦しんでいるのに、
それは加害者との間の問題であ
るとして放置してよいはずはあ
りません。そこで、交通事故の
けがや病氣も、国保の保険診療
が受けられる道が講じられてい
るというわけです。

●まず、加害者から現実に治
療費を受けとつていけば、国
保の保険診療を受けることは
できません。
●「第三者の行為による傷害
届」を提出しなければならま
せん。これが、加害者にあと
で、たかえな分を返還して
もらう大切な資料となります。
●そのほか、警察の事故証明
や、示談が成立した場合の書
類など、いろいろありますの
で係にご相談ください。

霞ヶ浦（西浦及び北浦）水質浄
化に関する標語を、霞ヶ浦湖岸流
域市町村中学校生徒より募集しま
したが、六百四十二人の生徒より
七百九十六点の作品の応募があり
ました。そして審査の結果、入選
六名、佳作十一名が決定されまし
た。
当村、北浦中学校からも、五十
人、六十八点の応募があり、つぎ
のとおり、入選一名、佳作三名が
選ばれました。

わたしたちは、日常生活や農
業・工業・漁業などの産業、ある
いは観光などさまざまなかたちで
霞ヶ浦に依存して生活してきました。
そして、その必要性はますます大
きくなってきています。それが、
反して、霞ヶ浦の水は、汚れがひ
どくなるばかりです。
この対策として、国や県、村で
は巨額な費用を投じて、下水道、
産業排水処理施設の整備や工場排
水の規制などの事業を行なってい
ますが、すべての地域で完了する
までには長時間を要します。

★国保で治療を

受けられるということの意味
それは、どういうことかとい
うと、現実には、治療のすべて
の経過をみないことには、それ
だけの費用がかかるかわかりま
せん。後遺症の問題もあります。
また、加害者の賠償支払いの能
力の問題もあります。そういう
ことがすべて分つて、最終的な
損害賠償を受けるまでは長い
時間がかかり、その間の治療は
自費でまかなうということにな
ると、生活そのものが危機に直

★国保が一時たてかえ

加害者が返す
国保の保険診療が受けられる
というのは、治療費を国保が一
時たてかえておくということな
のです。そうすることで、被害
者（被保険者）の生活の困窮を
救おうということなのです。そ
して、その分は、加害者が負う
べき当然の責任として、あとで
国保に返還してもらおうわけ
です。
★国保で治療を受けるとき
交通事故の傷害にあい、国保
で治療を受けるには、いくつ
かの条件や手続きがあります。

★交通事故にあつたとき

1. 必ず警察に届けよう
2. 相手の身元（住所・氏名・免
許証の番号・ナンバー等）を
確認すること
3. 示談は慎重に。国保・警察に
届出をする前に示談を結ばな
いこと。
4. 目撃者をさがそう。事故の場
合、お互いにイキリ立って相
手の過失を難し合うのがオチ
ですから、目撃者をさがして
住所・氏名を聞いておくこと
（保健衛生課国保係）

○よごすまい みんなの湖 くら しの泉 野村光子（一年）

霞ヶ浦をこれ以上汚さないた
めには、皆さん一人一人の理解と協
力は、皆さん一人一人の理解と協
力が必要ですが、皆さん一人一人の
小さな心掛けが、霞ヶ
浦をきれいにする第一歩なのです。

羽生雅信さん
消防ポンプを寄贈
このたび、山田の羽生雅信（羽
生製作所）さんより、第一分団（
根本侃之介団長）へ、可搬式動力
ポンプが寄贈されました。このポ
ンプは、羽生さんのところに常設
されているもので、まだ新品同様
ですが、「消化栓」の設置により
不用になったので、第一分団へ寄
贈してくれました。さつそく
第一分団で班長会議を開き、本宿
へ設置することにしました。この
地区には自動車ポンプが設置され
ていますが、道が大変狭く、十分
にその性能を発揮することができ
ないため、この可搬式動力ポンプ
の贈り物に、部落からたいへん感
謝されています。



寄贈された可搬式動力ポンプ
と羽生さん（上段右から三人目）

身体障害者の在宅投票制度

ガソリン無鉛化実施

どれを使うかご存知ですか

三月から実施 対象者…… 早目に申出を

このほど、公職選挙法が改正さ
れ、身体障害者の在宅投票制度が
とり入れられ、この三月以降の選
挙から実施されます。

項症までである者と記載されて
ある者
●戦傷病者手帳に、心臓、じん
臓、または呼吸器の障害の程度
が恩給法別表第一号表の二の特
別項症から第三項症までである
者として記載されている者

「鉛」は、古くから鉛毒のもと
として恐れられており、現在では
大気汚染防止法や水質汚濁防止法
にもみられるように、法律的にも
有害物質として定められており、
さらに、他の汚染物質と同様に、
長期間にわたって汚染が続くと、
生物に対する悪影響が生ずる恐れ
があるため、地球環境保護的見地
から、環境から除去されなければ
ならない物質です。

ガソリンスタンドで無鉛レギュ
ーガソリン（有鉛ガソリンが若干
混入しています）が一般販売され
ることになります。
自動車は
ガソリンエンジンの種類によつ
ては、無鉛ガソリンを一定条件の
もとで使用し続けますと、排気弁
座の異常摩耗（バルブシートトリ
ッション）を起こし、エンジン性能
が低下することがあります。とく
に長時間の高速走行や山道走行で
こうしたトラブルによる事故が発
生する恐れがあります。そのため
この種のガソリンエンジンには、
排気弁座の異常摩耗が起らない
よう、必要に応じて有鉛ガソリン
を使用しなければなりません。

昭和四十七年の夏以降に生産さ
れた自動車のエンジンには、す
でにトラブル防止の対策がなされ
ていますが、それ以前に生産され
た車の中には常にガソリン選択の注
意が必要なる車があります。
もちろん、無鉛ガソリンを使用
してもエンジントラブルを起こさ
ない自動車は、無鉛ガソリンだけ
を使用することになります。
各自動車メーカーから、使用者
に、ガソリンの適正な使用方法、
安全走行上の注意、相談体制など
を記載した書類と適正な使用ガソ
リンの種類を明記したステッカー
が、一月末日までに送られていま
す。ガソリンスタンドでは貼付け
れたステッカーにより給油します

この制度は、これまで、重い身
体障害者が投票所へ行けないた
めに、国民の大切な権利である選
権を行使できないという弊害を改
め、これらのかたがたが自宅にお
いて投票用紙に記入し、これを郵
送することにより投票していただ
こうとするものです。
この制度によって自宅で投票す
ることができる方は、つぎのと
おりです。

●戦傷病者手帳に、心臓、じん
臓、または呼吸器の障害の程度
が恩給法別表第一号表の二の特
別項症から第三項症までである
者として記載されている者
●戦傷病者手帳は持っている
が、前記(4)(5)の障害の程度に該
当するものと知事が証明した者
これらに該当する方は、早めに
村選挙管理委員会に申し出て「郵
便投票証明書」の交付を受けてく
ださい。この証明書は、四年間有
効となります。

このたび、通商産業省では、鉛
による環境汚染防止対策の一環と
して、「ガソリン無鉛化」を実施
することになりました。これによ
り、レギュラーガソリンの製造に
あたつて、アルキル鉛は添加され
ないようになり、プレミ
ムガソリン（ハイオク）は、有鉛
プレミムガソリンを必要とする
エンジンが使用されているため、
当分の間従来どおり加鉛されます。
実施の時期
二月一日からアルキル鉛を添加
しないレギュラーガソリンが生産
を開始していますので、まもなく

ガソリンスタンドで無鉛レギュ
ーガソリン（有鉛ガソリンが若干
混入しています）が一般販売され
ることになります。
自動車は
ガソリンエンジンの種類によつ
ては、無鉛ガソリンを一定条件の
もとで使用し続けますと、排気弁
座の異常摩耗（バルブシートトリ
ッション）を起こし、エンジン性能
が低下することがあります。とく
に長時間の高速走行や山道走行で
こうしたトラブルによる事故が発
生する恐れがあります。そのため
この種のガソリンエンジンには、
排気弁座の異常摩耗が起らない
よう、必要に応じて有鉛ガソリン
を使用しなければなりません。

昭和四十七年の夏以降に生産さ
れた自動車のエンジンには、す
でにトラブル防止の対策がなされ
ていますが、それ以前に生産され
た車の中には常にガソリン選択の注
意が必要なる車があります。
もちろん、無鉛ガソリンを使用
してもエンジントラブルを起こさ
ない自動車は、無鉛ガソリンだけ
を使用することになります。
各自動車メーカーから、使用者
に、ガソリンの適正な使用方法、
安全走行上の注意、相談体制など
を記載した書類と適正な使用ガソ
リンの種類を明記したステッカー
が、一月末日までに送られていま
す。ガソリンスタンドでは貼付け
れたステッカーにより給油します

★戦傷病者手帳に

(1) 身体障害者手帳に、両下肢ま
たは体幹の障害の程度が一級も
しくは二級と記載されている者
(2) 身体障害者手帳に、心臓、じん
臓、または呼吸器の障害の程
度が、一級または三級と記載さ
れている者
(3) 身体障害者手帳はもっていない
が、前記(1)(2)に掲げた障害の
程度に該当すると知事が証明し
た者
(4) 戦傷病者手帳に、両下肢、体
幹の障害の程度が恩給法別表第
一号表の二の特別項症から第二

な者、この証明書の交付を受け
た方が、投票をする場合は、選挙
期日の四日前までに、村選挙管理
委員会に対し、この証明書を提示
して、投票用紙等の請求をします。
選挙管理委員会では、投票用紙等
を郵送しますので、自宅において
投票し、必ず郵便をもって選挙管
理委員会へ送付していただくこと
になります。
その他、くわしくは、村選挙管
理委員会におたずねください。

ガソリンスタンドで無鉛レギュ
ーガソリン（有鉛ガソリンが若干
混入しています）が一般販売され
ることになります。
自動車は
ガソリンエンジンの種類によつ
ては、無鉛ガソリンを一定条件の
もとで使用し続けますと、排気弁
座の異常摩耗（バルブシートトリ
ッション）を起こし、エンジン性能
が低下することがあります。とく
に長時間の高速走行や山道走行で
こうしたトラブルによる事故が発
生する恐れがあります。そのため
この種のガソリンエンジンには、
排気弁座の異常摩耗が起らない
よう、必要に応じて有鉛ガソリン
を使用しなければなりません。

昭和四十七年の夏以降に生産さ
れた自動車のエンジンには、す
でにトラブル防止の対策がなされ
ていますが、それ以前に生産され
た車の中には常にガソリン選択の注
意が必要なる車があります。
もちろん、無鉛ガソリンを使用
してもエンジントラブルを起こさ
ない自動車は、無鉛ガソリンだけ
を使用することになります。
各自動車メーカーから、使用者
に、ガソリンの適正な使用方法、
安全走行上の注意、相談体制など
を記載した書類と適正な使用ガソ
リンの種類を明記したステッカー
が、一月末日までに送られていま
す。ガソリンスタンドでは貼付け
れたステッカーにより給油します

ガソリンスタンドで無鉛レギュ
ーガソリン（有鉛ガソリンが若干
混入しています）が一般販売され
ることになります。
自動車は
ガソリンエンジンの種類によつ
ては、無鉛ガソリンを一定条件の
もとで使用し続けますと、排気弁
座の異常摩耗（バルブシートトリ
ッション）を起こし、エンジン性能
が低下することがあります。とく
に長時間の高速走行や山道走行で
こうしたトラブルによる事故が発
生する恐れがあります。そのため
この種のガソリンエンジンには、
排気弁座の異常摩耗が起らない
よう、必要に応じて有鉛ガソリン
を使用しなければなりません。

〔くらしと税金〕

贈与税の申告はじまる

贈与税の申告の受付は、二月一日からはじまります。

贈与税は、個人から財産をもらった人に対して、そのもらった財産の価額に応じて各年ごとに税金がかかります。

そこで、贈与税の申告などについて、そのあらましを説明しましょう。

一 贈与税の基礎控除は四〇万円

贈与税は、一年間に個人からもらった財産の価額の合計額が基礎控除の四〇万円をこえる場合にかかります。従って、四十九年中に、個人からもらった財産の価額の合計額が四〇万円以下であれば、ふつうの場合は贈与税がかかりません。

二 贈与財産が四〇万円以下でも贈与税がかかる場合

四十九年中に二〇万円をこえる価額の財産をもらった人が、同じ人から四十八年か四十七年にも二〇万円をこえる価額の財産をもらっている場合には、三年前の二〇万円をこえる部分の贈与財産の価額を合計して贈与税を計算することになっています。いいかえると、同じ人から三年間にわたって贈与を受けたとしても、贈与財産価額が一年目四〇万円、二年目二〇万円、三年目二〇万円以下であれば、贈与税はかかりません。

三 夫婦間贈与の場合の配偶者控除

婚姻期間が二〇年以上の夫婦の間で居住用不動産、又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われ、しかも、贈与税の申告期間（三月十五日）までにその居住用不動産に、実際に居住し、その後も引続いて居住する見込であるときは、基礎控除の四〇万円のほかに配偶者控除として最高五六〇万円が控除され、合計六〇〇万円までは贈与税がかかりません。

なお、この配偶者控除は、一生に一度しか受けられず、贈与税の配偶者控除を受けず、贈与相続税のときは受けられることができません。

四 この配偶者控除を受けるためには、贈与税の申告書に戸籍謄本などの書類の添付が必要です。返済期限のない借金などは贈与と認定

親族など特別な関係にある人との間の、返済期限のない金銭の貸借は、実質的な贈与と認められ贈与税がかかります。

そのほか、金銭のやりとりをしないで不動産や株式の名義を変更した場合、個人から単価より著しく低い価額で財産を譲り受けた場合など経済的な利益を受けたときは、実質的には贈与を受けたこととなりますから、贈与税がかかります。

五 贈与税の評価

贈与財産の価額は、財産をもらったときの価額によりますが、その評価方法は、財産の種類ごとに具体的に基準が定められていますから、税務署におたずねください。

六 贈与税の計算

贈与税の計算は次の方式で行います。

（もらった財産の価額－控除額）×税率＝贈与税額

税率は、一〇割から七〇割までの十三段階に区分された超過累進税率になっています。

七 贈与税の申告と納税は三月十五日まで

四十九年中にももらった財産の価額が、基礎控除額（四〇万円）をこえるときは、贈与税の申告と納税をしなければなりません。申告と納税は、二月一日から三月十五日までです。なお、贈与税額が五万円をこえ、金銭で一時に納付することが困難な場合には、担保の提供などを要件とした延納の制度が認められています。

新城小でV・T・Rを設置

「情報化社会」「多様化社会」という言葉が聞かれている今日、時代の先端をゆく学校教育が、これに追随できなくてはと、地区住民のこころにより、カラー・V・T・R（カラービデオテープレコーダー）を購入し、設置していただきました。

目まぐるしく変化する社会を自分の目で捉え、毎日の学習に活用できる児童は本当に幸福であり、

児童がどのように変化し、児童がどう変えてゆくか、これが教育研究のねらいであり、今回の、V・T・Rという教育機器による授業のシステム化は大きな意義をもっています。

現在は、まだ試運転の段階ですが、単に授業の効率効果のみに視点をおかず、児童の教育に少しでもプラスになるような方向で進めています。



研究発表のようすをビデオカメラで録画します。

母子センターでの助産業務の廃止のお知らせ

昭和四十一年六月一日から、母子健康センターの事業の一環として、助産業務を実施してまいりましたが、今般、郡医師会及び嘱託

業は、従来実施してきました、乳児検診（第一、第三金曜日）妊産婦検診（第一、第三金曜日）の内容充実を計り、妊産婦及び乳児の保健指導、その他母子保健衛生の向上発展の指導を実施してまいりますので、ご利用ください。詳しいことは、電話等で、保健衛生課へお問い合わせください。

森林を開発する場合は許可を

森林法を改正・一ヘクタール以上

今まで森林については、保安林以外については、いろいろな開発の規制の対象になっていませんでした。そのため、乱開発が目立ち森林法による開発規制措置が必要になり、今回その一部が改正されました。

改正された森林法では、地域森林計画（水戸鹿行森林計画区と称し、北浦村が含まれます。）の対象となつていない民有林において、一定規模（一ヘクタール）を超える開発行為（例えば、工場、住宅団地、開きなど）を行なつたり、又は、保安林及び保安施設地区において立木を伐採したり、開きその他土地の形質を変更するときは、県知事の許可を受けなければならぬことになりました。

1. 許可を受けるときは

農林事務所へ申請してください。

2. 必要な書類

(1) 申請書

(2) 開発場所の位置図と区域図

(3) 開発に関する計画書

3. 許可を受けなかつたり、不正手段により開発すると罰せられます。

森林を伐採するときは届出を

一ヘクタール以下の開発により森林を伐採するときは、伐採する三十日前までに、農林事務所に出しをしなければなりません。伐採届出書二通は用意してあります。届出をしないで伐採すると罰則を受けます。

鹿行農林事務所（農林課）、
（鉾田合同庁舎内） 鉾田三
一四一一

× × × ×

身体障害者に対する旅客運賃割引規則の一部改正が行なわれ、国鉄のバス路線の定期割引率が、二割から三割に引き上げられ、二月十一日より施行されました。

北浦・麻生・玉造に（小）常設消防署を設置

十三チーム参加

村内一周駅伝

十二月定例議会において、いままで行ってきた養護老人ホームの建設や、広域市町村計画の策定や、連絡調整に関する事務に加えて、広域消防に関する事務を共同処理するため、新しい機構による「鹿行地方広域市町村圏事務組合」が承認され、設置されることになりました。

いままでは、主に各部落にその組織がおかれ、奉仕により活動がなされてきましたが、だれもが職業をもっており、また、年々増加する交通事故による救済のための

業務を取り扱うため、「常設消防」の設置となったのです。

これは組合で、鹿行二郡に三ヶ所設置するうちのひとつで、行方北部消防署と称して、北浦村・麻生町・玉造町を担当区域として、北浦村大字小幡地内（六十塚）に設置されます。

現在、その準備と消防職員の募集などの事務をすすめています。なお、現在の消防体制は当分の間現状のまま置かれることになっています。

表彰は、招待チームの玉造青年を別として、一般と中学生の部に分けて行ないました。



成績		部門別順位	
総合順位	チーム	通算時間	
1	玉造青年	1時間23分22秒	(招待)
2	Y・P・C(A)	1 " 23 " 36 "	一般 1 位
3	北浦中二年	1 " 24 " 12 "	中学生 1 位
4	北浦中三年	1 " 26 " 21 "	中学生 2 位
5	北浦中一年	1 " 27 " 14 "	中学生 3 位
6	役場	1 " 28 " 54 "	一般 2 位
7	Y・P・C(B)	1 " 29 " 20 "	一般 3 位
8	山田クラブ	1 " 33 " 12 "	
9	三育中	1 " 34 " 11 "	
10	中根4H	1 " 37 " 59 "	
11	青年団A	1 " 39 " 04 "	
12	4Hクラブ	1 " 39 " 40 "	
13	青年団B	1 " 45 " 09 "	

北浦村議会

北浦村議会は、昭和四十九年第八回臨時会（11月29日）・第四回定例会（12月23日・25日）並びに昭和五十年第一回臨時会が開かれ、審議の結果、原案どおり可決されました。

- 村立幼稚園設置を決定
- 鹿行地方広域市町村圏事務組合を設立
- 給与・報酬等改正される
- （職員・議員・特別職）
- 税条例（電気ガス税）の改正
- 補正予算などを可決

【第八回臨時会】（11月29日）

- 議案第46号
北浦村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
職員についての旅費が、諸物価の高騰と交通料金の値上り等を勘案し、改正されました。
- 車賃 一km 十八円
日当 一日 一千円
宿泊料 一夜 六千五百円
（十一月一日適用）
- 議案第47号
北浦村特別職の職員で常勤のもの給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
特別職（村長等三役）についてつぎのように改正されました。
- 車賃 一km 十八円
日当 一日 一千円
宿泊料 一夜 六千円
（十一月一日適用）
- 議案第48号
北浦村議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
村議会の議員の費用弁償が、つぎのようになります。
- 会議費用弁償 七百五十円
（十一月一日適用）

- 議案第49号
北浦村職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
職員が私事による病気などで療

【第一回臨時会】（1月20日）

- 議案第1号
北浦村税条例の一部を改正する条例について
地方税法の一部が改正され、電気ガス税の税率が百分の六より百分の五に引き下げられました。
- 議案第2号
北浦村議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
行方郡特別職報酬審議会において、現行の報酬を改正することが適正である旨の答申がありました。これについて、修正案も提出されましたが、審議の結果賛成多数で原案どおり可決されました。
- 報酬月額
議長 九万円
副議長 七万三千円
常任委員長 七万一千円
常任副委員長 七万五百円
議員 七万円
期末手当
六月・報酬月額の百分の百十、十二月・報酬月額の百分の二百
（十月一日適用）

収入役 二十四万円
（十月一日適用）

- 議案第4号
教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
この議案も、議案第3号と同要旨で提案され、つぎのように改められました。
- 給与月額
教育長 二十二万円
（十月一日適用）

- 議案第5号
北浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
行方郡特別職報酬等審議会答申により、村議会議員の報酬が改定されたことにより、これとの均衡上改正されました。
- 報酬月額
公民館長 十二万円
（十月一日適用）

- 議案第6号
昭和四十九年度北浦村一般会計補正予算について
一般会計の補正を行ない、既定の予算総額に三千九百九十三万六千円を追加し、歳入歳出それぞれ九億三千二百六十一万三千円になりました。
- 歳出の主なものは村道舗装工事費で、逆川道・吉川地内・二反田道・手賀道・新橋道が舗装されました。

（十月一日適用）

■議案第3号

北浦村特別職の職員で常勤のもの給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
一般職の職員の給与が改定されたことにより、行方郡特別職報酬審議会の答申で、次のように改正されました。

- 村長 三十二万円
助役 二十五万円

養する場合、一年以内で、必要と認める期間が与えられることになりました。

- 議案第50号
昭和四十九年度北浦村一般会計補正予算について
今回三十八万九千円を追加し、歳入歳出それぞれ八億四千九百五十三万四千円となりました。

- 議案第51号
昭和四十九年度北浦村国民健康保険特別会計補正予算について
八万四千円を追加し、歳入歳出それぞれ一億九千九百六十六万二千円となりました。

【第四回定例会】（12月23日・25日）

- 議案第52号
茨城県市町村総合事務組合の設立について
一部事務組合の解散について、現在、茨城県自治会館内にある茨城県市町村消防団員等公務災害補償組合・茨城県市町村職員退職手当組合など五つの組合があり、その事務を共同処理していましたが、こんどこれらの五つの組合を一本化して「茨城県市町村総合事務組合」が設立されました。
- 議案第54号
鹿行地方広域市町村圏事務組合の設立について
鹿行地方広域市町村圏事務組合（地方自治法第二八四条第一項の規定による組合）の解散に伴

- 議案第55号
鹿行地方広域市町村圏事務組合の設立について
鹿行地方広域市町村圏事務組合（地方自治法第二八四条第一項の規定による組合）の解散に伴

う財産処分について
■議案第56号
一部事務組合の解散について
今まであった鹿行地方広域市町村圏事務組合が、新しい姿に変わりました。

これは鹿島郡、行方郡内の町村の事務の一部を共同処理するため設置されたもので、主に、鹿行地方広域市町村圏計画の策定や、食肉流通センター・養護老人ホームの施設の設備、そして、広域消防などに関する事務を行なうことになりました。

- 議案第57号
北浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
人事院勧告にもとまって、国家公務員の給与が改定されたことにより、本村職員についても、これに準じて改正されました。
- （四月一日適用）

- 議案第58号
北浦村立学校設置条例の一部を改正する条例について
昭和五十年四月一日より、「北浦村立北浦幼稚園」（位置 北浦村大字山田一八二一番地）が開園されることになりました。

- 議案第59号
昭和四十九年度北浦村一般会計補正予算について
既定の予算総額に四千三百九十四万三千円を追加し、歳入歳出それぞれ八億九千三百四十七万七千円になりました。

- 議案第60号
昭和四十九年度北浦村国民健康

保険特別会計補正予算について
既定の予算総額に百七十三万二千元を追加し、歳入歳出それぞれ一億九千二百三十九万四千円になりました。

【請願事件の審査について】

- 受理番号5
道路改良に関する請願
請願者 北浦村小貴 男庭寸
審査結果 平 外一名
採択
- 受理番号6
西蓮寺舗装工事に関する請願
請願者 北浦村吉川 方波見
審査結果 昭 外五十二名
採択
- 受理番号7
行方郡神社境内山林払下げに関する請願
請願者 北浦村行戸 瑞喜美
審査結果 造 外百六十六名
採択
- 受理番号8
道路改良に関する請願（鉦田・島並線と村道長野江本郷線を結ぶ道路）
請願者 北浦村長野江
審査結果 採択
高柳 新
- 受理番号9
道路改良に関する請願（長野江と三和バイパスを結ぶ道路）
請願者 北浦村長野江
審査結果 採択
高柳 新

が最終年度であります。私が申すまでもなく、この運動場は、二四七五〇平方メートルあり、このうち、使用できない面積が、一二、四〇〇平方メートルあります。

このグラウンドは、雨が降ると一週間は使用できない現状であります。昨年、二日間にわたり、PTA役員八人で、約一五〇坪ぐらいを試験的に実施したところ、その結果は、雨が降ってもすぐカラカラに乾く状況であります。庭球、サッカー、ハンドボール場などはグラウンドも狭く、練習も十分にできない状況であります。また、冬期には、霜どけにより、泥田のようになっている状況であります。

最近の運動部の活躍状況は、非常にめざましいものがあり、こうした運動が活発化しているときに一雨降ることには一週間も運動ができないようでは、はなはだいかんといわざるをえません。この点につきまして、教育長の見解をおたずねいたします。

教育長 この点につきましては、社会体育の面でも充実をしなければならぬということ、今後、諸準備を進めてまいりたい、と考えております。

消防団員の法被（はつぴ）の支給ならびに消防予算について
額賀利郎議員
消防団員の法被の支給ならびに予算についてありますが、去る十二月十日に麻生中学校において

消防操法競技会がありまして、本村から出場した状況を見て来たわけですが、その際、玉造町の選手に法被の支給について聞いたところ、玉造町は、夏冬二着を支給しているという話を聞きまして、本村の選手について聞いてみると、北浦村は夏服一着の支給である、この夏服もまだ全員に支給されていないということですが、現在の村の法被の支給はどのような状況なのか、うかがいます。

また、選手団には、冬服の支給は考えていないか、うかがいます。総務課長 法被については、現在、全員に支給されております。ただ、作業衣のなもので、現場へかけつける軽装な装備ということから、一応支給しているわけですが、ありますが、この服につきましては、現在、可搬動力ポンプ、自動車ポンプの機関要員には、全員支給しております。

機関要員といいますが、可搬動力ポンプについては六人でありまして、したがって、可搬動力ポンプは十台ございますので、六十人、それから自動車ポンプが三台ございまして、これが一台八人で二十四人、それから班長が七十二名でございます。それと役員が二十三名ということで一七九人になります。支給しているわけですが、この装備につきましても順を追って整備をしていきたいと考えております。現在、消防団員の定数が四百六十五人ございまして、二百八十六人に未支給となっております。これを一挙に更新することは容易ではありませんので、二年間ぐらいで更新したいと思っております。玉造町では、夏と冬二着支給し

情勢に対応するには、地域農業の発展方向と作目の適性に対処しながら、高度な農業技術あるいは高性能な機械や施設の導入、さらにはこれらと合わせて当然のことながら、農業の新しい手としての専門的農業者を中核とする高能率の生産団地を組織してゆく必要があるのではないかと、この計画が作成されたわけであります。

生産団地につきましては、八団地ほど計画をもっているわけでありますが、これらは、今後、集団組織いわゆる運営部門だけを設置していくという、そういう中で、機械の導入、附帯施設の導入方針だとか、生産組織活動の性格等についての検討を進めて行く予定であります。さらには、実施主体におきましては、営農計画の樹立をして行く、そしてまた、組織体加入者の中核的な農業者に対する農業の管理指導をして行くというところから、それらの助成をして行く方針であります。

農業構造改善事業でございますが、これにつきましては、現時点では、基盤整備事業等も行なわれている状況下で、第二次構造改善事業も、五十二年度を限度として進められているわけですが、ござんじのよう、北浦湖岸のは場整備事業が完了した後に、そうした方針については考えて行きたいと考えております。

現在の基盤整備事業がどの程度まで進んでいるかですが、現在、土地改良区を中心とする受益者の同意書ならびに参加同意書を取りまとめ中であり、現在までに、山田の一部を除きまして

ほとんどの方の同意書の提出をみているわけですが、基本的には、一〇〇割の同意を得て県の方へ採択申請を出したい、と考えております。現在七〇割ぐらいの進捗率になっております。

その着工の見通しであります。来年の二月までは採択申請をし、土地改良区を設立し、受入体制を整えることも、採択基準として重要なことでありますので、それと合わせて、同意書取りまとめの説得を続けておりますので、計画としましては、五十年を第一年度といたしまして、五十年間の計画で総事業費は約十二億円程度となる予定であります。

道路改良工事の見通し

泉 武雄議員

道路改修工事についてであります。小幡平須賀より戸十が沢に通ずる路線は用地買収もすんでおりまして、いつでも工事ができるわけでありまして、村として、どのような方法で実施するか、着工時期はいつごろになるか、その見通しについてうかがいます。

産業課長 たた今のご質問につきましては、地元の方と話し合いますし、地元では、三月の月初めごろにしてほしいという要望がありましたので、一応、三三ごろの計画で段取りを進めております。

なお、橋につきましては、五十年予算でやることになります。

平須賀線農道舗装工事

について

産業課長 農道平須賀線につきましては、過般、六社による入札を行ないまして、海南建設が落札しまして、工事は、二十三日から三月二十日までということ、契約をしまして、近々着工の手はずであります。

なお、舗装と合わせまして、一部改良がございまして、これにつきましては、一月三十一日までということ、工期を定めて、ございまして。

湖岸堤の築堤と土地改良事業について

高橋 茂議員

北浦湖岸は場整備事業につきましては、先ほどの質問に対する答弁では、先ほど了解いたしました、これと密接な関係のございまして、水源開発公団の築堤工事につきまして、一つの問題を提起いたしまして、村当局の見解をおたずねいたします。

湖岸堤につきましては、三和地区、また老人センター前にはすでにつくられていますが、まだ水田地区のかんりの延長が、完成していません。

そこで、この堤防が水源開発公団の計画どおり設計されてしまふということですが、この築堤を十センチなり二十センチなり沖の方へ向って造っていただければ、土地改良事業を進める上に、かなりの面積の土地がういてくるわけでありまして。

土地所有者が個々に水資源開発

公団と交渉するのはなく、一つの協力団体みたいな組織を村の方で首領をとってつくり、用地交渉にあつては、窓口を一本にし、築堤を前の方にお願いしたくような方向をういていただけたらどうか、また、先ほど、産業課長の方から土地改良事業の進捗状況が説明されましたが、現在の総需要抑制下で七十割程度の同意では、事業採択がなかなかむずかしいという懸念をもたないでもありません。そこで、土地改良をやる上でも、こういう方法によれば、同意者も多くなると思います。

村として、こうした協力団体を設置することができるとか、また、築堤工事をさせないで、土地改良事業と同時に施行のようならすれば、協力も受けやすくなると思われまして。そのようなことから、村として、そのような組織をつくれるかどうか、うかがいます。

村長 村にいたしまして、皆さんのご協力により、圃場整備事業を進めているわけでありまして、先ほどの産業課長の説明どおり、圃場整備事業と土地改良事業は同時にやるのがよいわけでありまして、土地を狭められるということに不安をもっているわけでありまして。もう一つは、土地買収の値段が安いというように懸念がもたれ、すでに売却済みのところは堤防ができておりますが、水資源開発公団の方では、仕事が多くなったとき、次にこれをやりたいということ、村の方へ接してくるような状況で、村の方をいたしまして、なかなか期待にそえないような状況にあります。

その中でも、堤防を湖面の方へ

つき出して、用地をつぶさないようにすること、これならばいいわけですが、国の方でも予算を使う以上、水の最も保有量を多くするというねらいでありまして、村民としては、耕地を狭くしないということであれば、大いに賛成でありまして。

ただ、村として、そのような音頭をとって進める考えはないか、ということにつきましては、はっきりやることは申し上げられませんが、水資源開発公団の方へそのような方向づけをするという程度であれば、確約をいたします。

ご要望のような点がございまして、うかば、今後の課題として、質問の要旨にそつう、努力してまいりたいと思っております。

統一地方選挙日程

	告 示	投票日
県知事選挙	3月19日	4月13日
村長選挙 村議補欠選挙	4月20日	4月27日